

松ヶ崎保護司会

I.概要・目的

保護司と保護司会について

保護司法は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし保護観察官と協働して保護観察に当るほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

このような保護司は、全国に約4万8千人います。松ヶ崎地域の保護司は左京区保護司会に所属しています。

松ヶ崎地域の保護司の具体的な仕事

- 1.保護観察になった人への指導や助言。
- 2.刑務所や少年院などの矯正施設に入っている人の改善更生と社会復帰を円滑にするため、あらかじめ生活環境等の調整を行う。
- 3.地域での犯罪予防の啓発活動。
- 4.その他保護司活動に必要な関係者や関係機関との連絡・協議など。
- 5.松ヶ崎自治連合会各種団体との連絡と連携。
- 6.松ヶ崎小学校との通常連絡と連携。
- 7.下鴨中学校通学区域の葵・下鴨小学校及び葵・下鴨保護司会の通常連絡と連携。
- 8.下鴨中学校との通常連絡と連携。

II.活動内容

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

“社会を明るくする運動松ヶ崎集会”にみんなの参加を！“

社会を明るくする運動松ヶ崎集会は、毎年7月の第2土曜日と定め、松ヶ崎保護司会が、松ヶ崎地域の各種団体との共催で、集会を行っております。

今年も“社会を明るくする松ヶ崎集会”を下記の内容で行います。犯罪や非行のない地域をつくるために、一人一人が考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

記

- 1.日時 平成24年7月14日(土)午前10時～11時30分
- 2.場所 松ヶ崎朱学校 ふれあいサロン(本館1階)
- 3.内容 講演

演題 「育てたように子は育つ」

講師 京都市立第四錦林小学校 校長 木下正敏先生

- 4.共催団体 松ヶ崎保護司会、松ヶ崎小学校、松ヶ崎自治連合会、下鴨少年補導委員会松ヶ崎支部
松ヶ崎小学校PTA、松ヶ崎更生保護女性会、松ヶ崎社会福祉協議会、松ヶ崎防犯推進委員会
松ヶ崎民生児童委員会、左京区更生保護協会